

- 相続土地国庫帰属制度において、国庫に帰属した農用地又は森林以外の土地は、普通財産として、財務省（財務局）において、適切な管理・処分に取り組んでいる。
- 運用開始後の2年間で財務局が管理・処分することとなった財産は、累計で1,000件に近づいており、帰属財産は急増している。
- 帰属財産の中には、傾斜地や無道路地、樹木に覆われた土地などの活用が困難な土地もあり、中長期にわたって管理を行っていく必要。

運用状況（令和7年3月末時点）

◆帰属件数（財務局への帰属）

■ 宅地
■ その他

195件
85
110
制度開始～R6.3
(R5.4.27)



744件

290

454

R6.4～R7.3

帰属した土地の例



無道路地
(種目：宅地)



傾斜地
(種目：宅地)



法地に隣接する土地
(種目：宅地)



樹木に覆われた原野
(種目：その他)



隣接地が空き地の土地
(種目：宅地)

相続土地国庫帰属財産の管理・処分の状況等（財務省）

○ 帰属財産の管理に当たっては、草刈り・巡回等の管理コストを要し、さらに、処分（一般競争入札等）に当たっては、物件調書作成や鑑定評価等の処分コストを要する。

<普通財産の管理処分イメージ>

国庫帰属（普通財産）

管理業務

通常の管理

- 看板設置 約1万円
- 柵設置 約20万円
- 草刈り（年2回）約5万円

粗放的な管理

- 巡回（年4回）約2万円

※200㎡の土地を想定して積算（個々の財産の状況による）

処分に向けた業務

- 測量・境界確定協議
- 地下埋設物調査
- 物件調書作成
- 鑑定評価 等

数十万円

数百万円

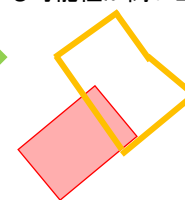
※個々の財産の状況による

【測量・境界確定協議が必要となる可能性が高い事例】



（国土地理院HPより）

※公図（黄色枠）で見ると、隣接地上の建物（赤色箇所）が越境している可能性が高い土地



【地下埋設物調査を実施した結果、コンクリートガラが発現した事例（推定埋設量約40 t）】



※本件について、地下埋設物を全撤去した場合、相当な費用を要する見込み

※申請者は、10年分の土地管理費相当額の負担金（原則20万円）を納付する必要。

※法令上、通常管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地（地下埋設物がある土地、隣接する土地の所有者との間で所有権の境界が争われている土地など）は申請・承認することができない。

一般競争入札等により処分

今後の課題について

- 本制度による帰属財産は、
 - ・相続によって望まずに取得したが、利用意向もなく管理の負担感が大きく、
 - ・隣接者等へ売却（譲渡）できず、地公体の寄附受け要望もなく、
 - ・負担金を納付し、手放された土地

といった性質（引取り手がなく市場性が低い）を有していることを踏まえると、中長期的な視点を持って管理し、機会を捉えて処分を行っていく必要があり、更に今後も増加予想。

- 測量・境界確定や地下埋設物撤去が必要と見込まれる土地が帰属されている事例があることから、管理・処分コストが増加するおそれがある。

- このような帰属財産を、リソース（予算措置、定員等）の確保等を含め持続的な形で、

- ・ どのように効果的に活用（貸付け・売却等）していくか
- ・ どのように効率的に管理していくか